

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 9日

愛知県知事 殿

提出者 株式会社 LIXIL 榎戸工場

住 所 愛知県常滑市港町3-77

氏 名 工場長 牛田 晴久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0569-42-2101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 LIXIL 榎戸工場
事業場の所在地	愛知県常滑市港町3-77
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	21:窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	工場生産高: 430, 511万円
③ 従業員数	430人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図) 別紙2の通り							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	排出	26.76 t	586.94t	1638.64t	19.33t	25.97t	9.79 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・不良率改善施策実施したが不良率悪化となり陶磁器くずの発生量増加 ・廃石膏売却推進による排出量削減 ・アルミナ・焼成材料くず売却による排出量削減 ・木くず売却量増加施策で排出量削減 						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	排出	25 t	557t	1556t	18t	24	9 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・不良率の改善を実施 ・汚泥発生量削減施策の実施と有償化の推進 ・混合物分別による削減 ・廃石膏の有償化推進 ・木くずの分別による有償化推進 						
産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類、汚泥(廃石灰・締め土)、陶磁器くず(廃石膏・廃製品・廃焼成材料)、廃油、一般廃棄物、木くず、金属くずはそれぞれ分別し保管している。 						
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底を継続実施する。 						

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0t	1177.69t	0t	0t	0t t
	（これまでに実施した取組） ・不良率改善に取り組むも不良率悪化により陶磁器くずの発生量が増加。 ・製品品質に影響するため保管状態の管理を徹底。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0t	1170t	0t	0t	0t t
	（今後実施する予定の取組） ・不良率の改善を実施。 ・自ら行う再利用陶磁器くずの品質監視。 ・保管状態の監視継続						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0t	0t	0t	0t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0t	0t	0t	0t	0 t
（これまでに実施した取組） ・該当なし							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0t	0t	0t	0t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0t	0t	0t	0t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・該当なし							

(第4面)

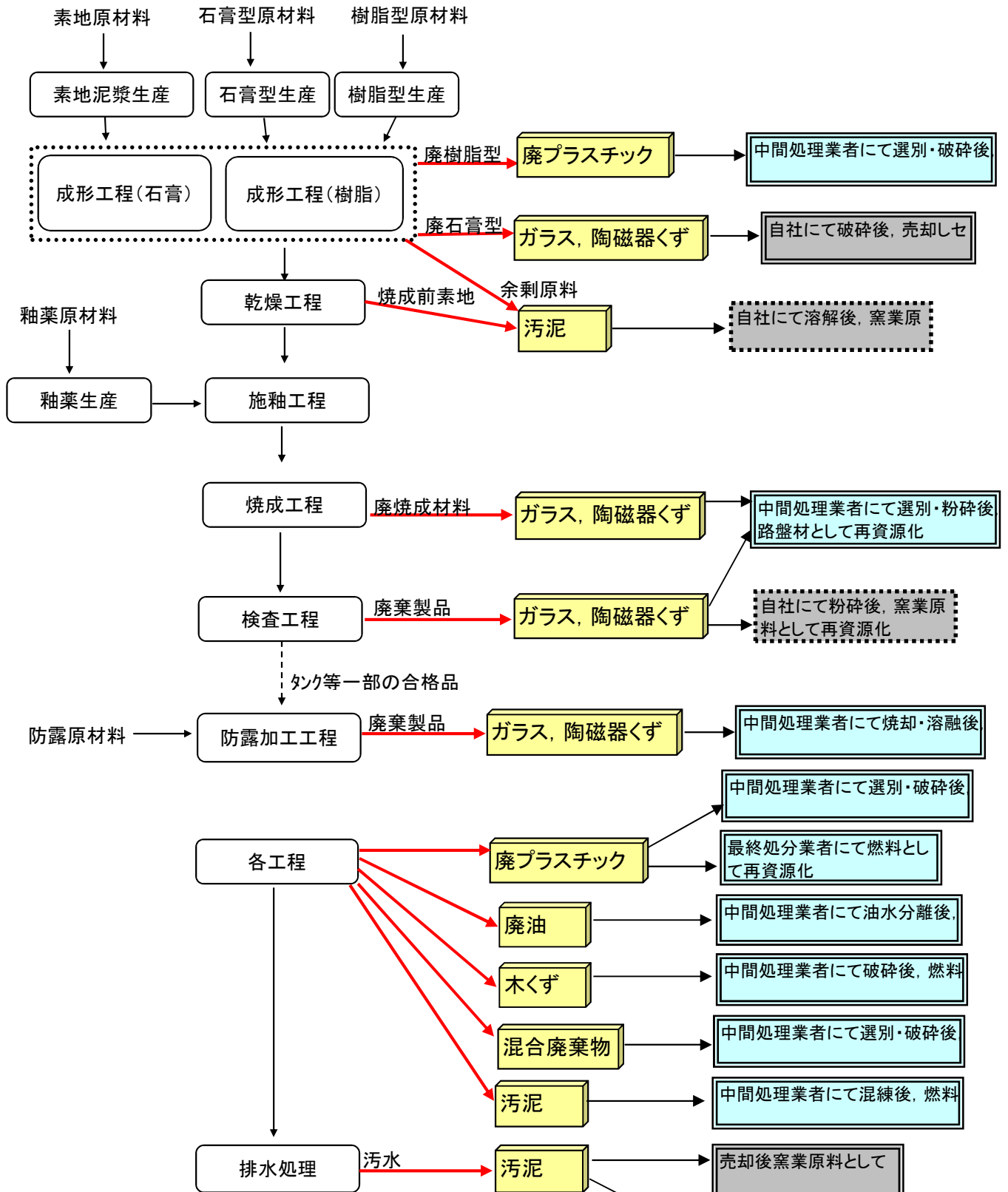
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0t	0t	0t	0t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0t	0t	0t	0t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
	全処理委託量	26.79 t	586.94t	460.64t	19.33t	25.97t	9.79 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t					0 t
	再生利用業者への処理委託量	26.79 t	586.94t	460.64t	19.33t	25.97t	9.79 t
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-
(これまでに実施した取組) ・廃棄物の有価化推進による処理量の削減。 ・異物混入防止のため保管場所の管理を徹底。 ・自ら行う再利用陶磁器くずの保管場所管理と品質監視 ・分別の徹底							

		【目標】						
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	ガラス・陶磁器くず	木くず	混合物	廃油
②計画	全処理委託量	25 t	557t	437t	18t	24t	9t t	
	優良認定処理業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	
	再生利用業者への処理委託量	25 t	557t	437t	18t	24t	9 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	
	(今後実施する予定の取組) ・不良率改善による廃棄物の発生を抑制 ・自ら行う再利用陶磁器くずの保管場所管理と品質監視の継続 ・有価売却先の探索 ・生産形態の変化による減量(石膏型を樹脂型に置換)							
	※事務処理欄							

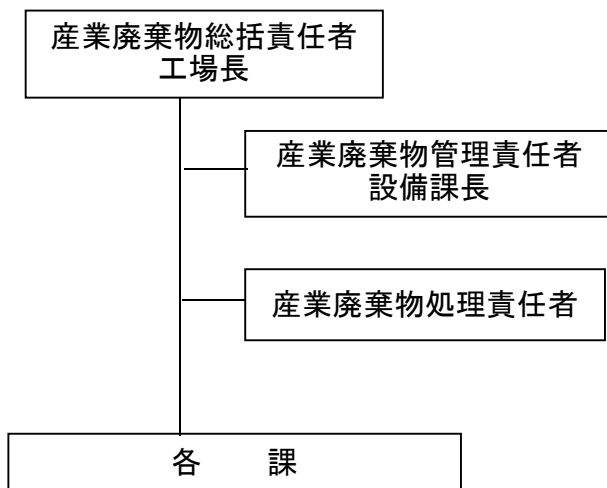
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物等発生工程フロー図



別紙2 産業廃棄物管理組織図



【責任と権限】

- (1) 産業廃棄物総括責任者 産業廃棄物管理に必要な業務が適切かつ円滑に実施させるよう所要の措置を講じ、かつ、その実施状況を監督するなどによってその業務を統括管理する。
- (2) 産業廃棄物管理責任者 産業廃棄物総括責任者の不在時は、総括責任者と同等の責任と権限を持つ。産業廃棄物の減量とその適正な処理の確保など、産業廃棄物に関わる業務を管理する。
- (3) 産業廃棄物処理責任者 産業廃棄物の減量について対策を講じ、その適正な処理を管理監督する。